

御 願

第一系、労働八時間、對シ最底七時間ノ歩増ヲ附

スルヲ

第二系、從來ノ月手當ハ金四円トシ勤怠ニヨリ

等手差ナキモノトス

右連名ヲ以テ及御願候也

大正十年二月二十四日

養會社園池製作所

社長園田武彦 殿

諸兄の批判と同情に訴ふ

一、社長の食言争議の起因なる

恐慌の暴風雨は荒れ狂ひ吾人の失業に悩まざる、時、之れを奇貨として不信横暴の限りを盡さんとするもの

之れ株式會社園池製作所なり。吾人は徒闘争を好まずと雖も、その挑戦に對しての抗争又已なきを如何せん

昨年一月争議解決に際して契約せし労働條件中の一項

工場委員會を常設し、委員は勞賃雙方より一般投票を以て各五名を選出し、職工問題の一切を舉げて委員會

に一任するものとす。とあり。

越て同年五月中會社は事業縮少の爲め職員及職工の一部職首を断行するに當り、前項に依り左記條件を協議

契約し、且つ社長園田武彦氏は、従業員一同の前に之れを誓言せり。

(一) 現行制度の一切は断じて之れを變更せず。(二) 今後絶対に職首者を出すの意志なし。萬一會社解散等

の爲め、職首の已む無きに至りし場合は、勤続一ヶ年半を基準として、過去六ヶ月間の平均賃収入二ヶ月

分を支給し、尚一ヶ年を増す毎に半月分を増加すること。

(三) 最後に附言して曰く諸君の生活は之れを保證す可し。安心して業務に就けたしと。

雖然るに本年一月廿三日に至り會社は工場委員會の權能を無視蹂躪し専務多賀氏をして左記條件の傳達方を

委員會に命合せしめたり。

(一) 請負制度を全廢し、悉く常備とし、最高十二割最低三割の歩増を支給す。但し技倆、勤怠、素行等に

依り、半月毎に變更する事あるべし。(二) 爾今運刻者は如何なる理由あるも、且つ一分たりと雖も絶対に

就業せしめず。(三) 從來の月手當の支給方法を改め、之れを日割とし、早退、缺勤は之れを支給せず

此れ實に甚だしき横暴ならずや。吾人は直ちにその不信食言を責め、反省を求めて努力する事數句に亘り

遂に二月廿四日『會社の情狀を酌み』左記要求に止めて之れを提出せり。

(一) 委員會の權限は依然變更なきものたる事。(二) 日給に對して七時間分の歩増を保證すること。

(三) 月手當は従前の通りなること。

本家は所謂温情の人のみに非ず。私利のため

昭和十年四月

賀 屋

養會社園池製作所 社長園田武彦 殿

財團 協 會